

さいたま市市民活動推進委員会運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、さいたま市市民活動推進委員会規則（平成 19 年さいたま市規則第 18 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定に基づき、さいたま市市民活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議録)

第 2 条 推進委員会の会議録は、発言者及び議事のすべてを記した全文筆記とする。

2 推進委員会の会議録は、委員長の承認を得て確定する。

(会議の公開)

第 3 条 規則第 3 条第 3 項の規定により会議を公開する場合は、あらかじめ委員長の承認を得て傍聴者の定員を定め、傍聴を認めるものとする。

(傍聴の許可)

第 4 条 推進委員会の傍聴を希望する者は、受付で氏名を記入し、係員の指示に従い会場に入場するものとする。

2 傍聴の受付は、推進委員会の開催予定時刻 30 分前から開催予定時刻までの間、先着順に行い、定員になり次第受付を終了するものとする。

3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 推進委員会開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに傍聴席を離れることなど議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 会場において、携帯電話はマナーモードに設定し、通話はしないこと。

- (4) 会場において、食事又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、委員長の許可なく推進委員会の模様の撮影及び録音等を行わないこと。
- (6) その他、推進委員会の円滑な運営の妨害となる行為をしないこと。
- (7) 推進委員会を非公開とするものの決定があったときは、速やかに退場すること。
- (8) その他、委員長及び係員の指示に従うこと。

4 傍聴者が前項の規定を守らないときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第5条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は平成19年6月22日から施行する。